

第42期 定時株主総会 招集ご通知

日時 2023年6月29日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所 東京都板橋区清水町36番1号
株式会社KYORITSU 本社8階

決議事項 第1号議案 取締役4名選任の件
第2号議案 補欠監査役1名選任の件
第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の
割当てのための報酬支給の件

郵送またはインターネットによる議決権行使期限
2023年6月28日（水曜日）午後6時まで

- ご来場いただいたご出席者へのお土産はとりやめさせていただきます。
- 株主総会へのご来場につきましては、ご自身の体調をご考慮いただき、慎重なご判断をお願い申し上げます。
- 書面・インターネットによる事前の議決権行使のご活用もよろしくをお願い申し上げます。

株式会社KYORITSU

事業領域を拡大し、社会貢献を実現。

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。ここに第42期定時株主総会招集ご通知をお届け致します。

2022年10月に、時代の変化に対応するべく事業領域の拡大や長期的な社会貢献と強い事業体の構築を目的として持株会社体制へ移行し、新たなスタートを切りました。

私たちは、「本質を見抜き、感謝を忘れず、挑戦し続ける」という理念のもと、事業体制の中心である商業印刷・出版印刷からなる「印刷事業」に加えて、ロジスティック事業やDMサービス事業などお客様の販売促進活動をサポートする「BPO事業」、電子書籍用データを取り扱う「デジタル事業」、事業を通して環境問題に取り組む「環境事業」を当社グループの成長事業として、規模の拡大に努めて参りますので、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長
景山 豊

株主各位

証券コード7795
2023年6月9日
(電子提供措置の開始日2023年6月7日)
東京都板橋区清水町36番1号

株式会社KYORITSU

代表取締役社長 景山 豊

第42期 定時株主総会招集ご通知

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第42期 定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.kyoritsu-hd.co.jp/ir/stock/convocation/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。



記

日 時 2023年6月29日(木曜日) 午前10時(受付開始 午前9時)

場 所 東京都板橋区清水町36番1号 株式会社KYORITSU 本社8階

※末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。

目的事項 報告事項

- 1 第42期(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2 第42期(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案	取締役4名選任の件
第2号議案	補欠監査役1名選任の件
第3号議案	取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件

議決権行使 議決権行使についてのご案内は、次ページ「議決権行使のご案内」をご参照ください。

以上

招集ご通知につきまして

- 法令及び当社定款第15条に基づき電子提供措置事項から一部を除いた書面をご送付しております。したがって、ご送付している書面の項番、参照頁は電子提供措置事項と同一となっておりますのでご了承ください。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

議決権は、株主の皆さまが当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。ご議決権の行使方法は、以下の方法がございます。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご参考のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会ご出席



同封の議決権行使書用紙を株主総会会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2023年6月29日（木）
午前10時開催

郵送



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2023年6月28日（水）
午後6時到着分まで

インターネット



当社指定の議決権行使サイトにアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月28日（水）
午後6時まで

インターネットによる議決権行使について

パソコン又はスマートフォン等から右の議決権行使サイトにアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って賛否をご登録ください。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

スマートフォンをご利用の方

議決権行使書用紙に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことにより、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権を行使できます。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）

注意事項

- 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する、通信料金及びプロバイダへの接続料金等は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。
- お使いの端末によってはご利用いただけないことがありますので、ご了承ください。

お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

電話 **0120-173-027**

受付時間 9時～21時、通話料無料

株主総会参考書類

第1号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（5名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	年齢	地位	取締役在任年数	取締役会の出席状況
1	かげやま 景山	ゆたか 豊	満53歳	再任 代表取締役社長	8か月 100% (6/6回)
2	たさか 田坂	まさひで 優英	満49歳	再任 取締役	8か月 100% (6/6回)
3	ふじもと 藤本	みちお 三千夫	満72歳	再任 社外 独立	8か月 100% (6/6回)
4	かめい 亀井	まさひこ 雅彦	満64歳	再任 社外 独立	8か月 83% (5/6回)

取締役の選任に関する方針

当社は、創業からの経営理念の実現と企業としての持続的成長を両立するために、取締役会全体として熟意・能力・経験・見識の多様性を確保しながらも、少数精鋭で機動性の高い体制を確立することを取締役の選任に関する方針としています。

また、当事業の経験や会計等の専門性に富む社内役員と、独立・中立の立場で経営を監督し意見表明を行う社外役員のバランスを保つ体制を採用しています。

(注)1. 取締役候補者の年齢は、本総会終結時の満年齢となります。

2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 藤本三千夫氏及び亀井雅彦氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は藤本三千夫氏及び亀井雅彦氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は、2023年11月1日に更新の予定であります。

1 かげやま ゆたか 景山 豊

再任

取締役在任年数 8カ月
 所有する当社の株式数 411,100株
 取締役会への出席状況 100% (6/6回)

略歴、地位、担当

1988年 4月	末広印刷株式会社（現ダイオープリ ンティング株式会社）入社	2019年 1月	同社執行役員営業統括本部長
2004年 4月	共立印刷株式会社入社	2019年 6月	同社取締役営業統括本部長
2014年 4月	同社第4営業本部長	2021年 4月	同社代表取締役社長兼最高執行責任 者（COO）（現任）
2018年 4月	同社執行役員第4営業本部長	2022年10月	当社代表取締役社長兼最高執行責任 者（COO）（現任）



1970年3月16日生
満53歳

重要な兼職（1社） 共立印刷株式会社代表取締役社長（COO）

取締役候補者として選任した理由

景山豊氏は、当社グループの主要事業会社である共立印刷株式会社に入社以降、営業部門に携わり、新規顧客獲得及び既存顧客との関係強化に注力してまいりました。当社においても営業力を向上させることにより、事業発展に寄与していただけると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

2 たさか まさひで 田坂 優英

再任

取締役在任年数 8カ月
 所有する当社の株式数 400,000株
 取締役会への出席状況 100% (6/6回)

略歴、地位、担当

1998年 3月	共立印刷株式会社入社	2019年 7月	同社執行役員管理本部長
2012年 4月	同社管理本部経理部長	2021年 6月	同社取締役管理統括兼購買統括兼グ ループ会社統括（現任）
2018年 7月	同社管理本部長	2022年10月	当社取締役（CFO）（現任）



1974年2月5日生
満49歳

重要な兼職（4社） 株式会社今野代表取締役会長、株式会社山陰クリエート代表取締役社長
 株式会社暁NEXT代表取締役会長、株式会社インターメディア・コミュニケーションズ代表取締役社長

取締役候補者として選任した理由

田坂優英氏は、当社グループの主要事業会社である共立印刷株式会社に入社以降、管理部門に携わり、経理及び財務等に関する知見と分析力により、当社の持続的な企業価値向上並びにコーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただけると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

3 ふじもと みちお 藤本 三千夫

再任

社外

独立

取締役在任年数 8カ月
 所有する当社の株式数 0株
 取締役会への出席状況 100% (6/6回)

略歴、地位、担当

1975年4月	伊藤忠紙パルプ販売株式会社（現伊藤忠紙パルプ株式会社）入社	2012年4月	株式会社シロキ顧問（現任）
1985年9月	米山紙商事株式会社入社	2015年6月	共立印刷株式会社社外取締役
1996年5月	同社取締役本店長	2022年10月	当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者として選任した理由及び期待される役割等

藤本三千夫氏は、紙専門商社の役員として経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識からの視点に基づき、当社の経営全般に助言を頂戴することにより、コーポレート・ガバナンス及び経営の強化に寄与していただいております。当社の社外取締役として経営における、重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。



1951年4月30日生
満72歳

4 かめい まさひこ 亀井 雅彦

再任

社外

独立

取締役在任年数 8カ月
 所有する当社の株式数 0株
 取締役会への出席状況 83% (5/6回)

略歴、地位、担当

1982年4月	小西六写真工業株式会社（現コニカミノルタ株式会社）入社	2013年4月	一般社団法人PODi設立代表理事（現任）
1999年4月	コニカビジネスマシン株式会社（現コニカミノルタジャパン株式会社）オンデマンドイメージング事業部長	2016年6月	共立印刷株式会社社外取締役
2009年10月	コダック株式会社（現コダック合同会社）常務取締役マーケティング&ビジネス開発本部長	2022年10月	当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者として選任した理由及び期待される役割等

亀井雅彦氏は、製造業の役員として経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識からの視点に基づき、当社の経営全般に助言を頂戴することにより、コーポレート・ガバナンス及び経営の強化に寄与していただいております。当社の社外取締役として経営における、重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。



1958年7月13日生
満64歳

第2号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

きたざわ つよし
北沢 豪

社外

1955年6月11日生 満68歳
所有する当社の株式数 0株

略歴

1982年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）

1989年11月 阿部・田中・北沢法律事務所パートナー

2011年12月 木挽町総合法律事務所パートナー

（現在に至る）

補欠の社外監査役候補者として選任した理由

北沢豪氏につきましては、監査役に就任された場合に、弁護士としての専門的な知識、経験等を活かし、的確な助言と監査をしていただけだと判断したものであります。なお、同氏は会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適正に遂行できるものと判断しております。

(注) 1. 補欠監査役候補者と当社は、顧問弁護士契約を締結しております。

2. 北沢豪氏は補欠の社外監査役候補者であります。

3. 補欠監査役候補者の年齢は、本総会終結時の満年齢となります。

4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。北沢豪氏の選任が承認された場合、就任時に同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は、2023年11月1日に更新の予定であります。

当社の取締役の報酬等の額は、2022年6月29日開催の臨時株主総会において、年額500百万円以内とご承認いただいて今日に至っております。

今般、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入するものとし、上記の報酬枠の範囲内で譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いいたします。

本議案に基づき、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は年額30百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は5名（うち社外取締役2名）ですが、本株主総会で第1号議案が原案どおり承認可決されますと、4名（うち社外取締役2名）となります。

対象取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の内容は以下のとおりです。

1. 譲渡制限付株式の発行に伴う払込みに関する事項

対象取締役は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものといたします。

2. 対象取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の数

本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年200,000株を上限といたします。但し、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

なお、本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される普通株式の1株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

3. 対象取締役に割当てる譲渡制限付株式に関する事項

当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下、「本割当株式」といいます。）。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職等する日までの間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役が、本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までに、正当な理由により退任又は退職等した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。

(3) 無償取得事由

対象取締役が、本譲渡制限期間中、正当な理由によらず退任又は退職等した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものいたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものいたします。

4. 譲渡制限付株式を割当てるのが相当である理由

当社は2022年10月1日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告3.会社役員に関する事項 4当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等に記載のとおりであります。本議案に基づく本譲渡制限付株式の付与は、当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合、当該方針を本制度を含む内容に改定することを予定しております。また、本譲渡制限付株式の価値を付与に係る取締役会決議時点の時価で評価した金額は年額30百万円以内とすること、当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年200,000株を上限としており、発行済株式の総数に対する希釈化率は0.4%程度と軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

なお、本制度により対象取締役に割当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

以上

事業報告

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項

1 事業の経過及びその成果

当社は2022年10月1日付で当社を株式交換完全親会社、共立印刷株式会社（以下、「共立印刷」という。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」という。）を実施いたしました。本株式交換は、企業結合に関する会計基準の逆取得に該当し、共立印刷が取得企業、当社が被取得企業となるため、連結計算書類については、当社の株式交換直前の計算書類上の資産・負債を時価評価した上で、識別可能な資産・負債を共立印刷の連結計算書類に引き継いでおります。

これにより、当連結会計年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の連結業績は、共立印刷の第2四半期累計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）6か月分の業績に、株式交換後の当社の当連結会計年度（2022年10月1日から2023年3月31日まで）6か月分の連結業績を合算した金額となっております。

また、当社は本株式交換により新たに子会社が連結対象になったことに伴い、初めて連結計算書類を作成しております。このため、2022年3月期連結計算書類を作成していないことから、経営成績においては、対前年同期との比較に代わり、参考情報として共立印刷の前年同期連結業績との比較を記載しております。

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に伴う経済活動の制限が緩和される一方で、ロシアによるウクライナ侵攻に端を発したエネルギー価格の高騰や不安定な為替相場の影響を受けて、燃料費や諸資材の値上げ基調が継続しており、厳しい経営環境が続いております。

こうした情勢のなか当社グループは、2022年10月1日付けでホールディングス体制に移行し、既存の印刷事業に加えて、BPO事業、デジタル事業及び環境事業といった新規事業に取り組むことで、時代の変化に対応した事業領域の拡大に努めております。

当社グループの事業別状況としましては、印刷事業が材料費や燃料費の高騰により製造コストが増加するなか、BPO事業では購買履歴に則した個人情報関連媒体の製造や全国展開する小売店への新たなサービス展開などに取り組んでおります。また、デジタル事業や環境事業では、M&Aや積極的な設備・システム投資により成長スピードを加速させることに注力しております。

これらの施策により、印刷事業への依存度を下げるとともに営業利益率の向上を図り、企業価値向上に努めております。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上が前期と比べ24億6千7百万円（6.5%）増収の402億6千3百万円、営業利益は前期と比べ3億2千1百万円（19.4%）減益の13億3千万円、経常利益は前期と比べ2億9千3百万円（19.4%）減益の12億2千2百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期と比べ4億8百万円（47.2%）減益の4億5千6百万円になりました。

次期につきましても、引き続き印刷市場の変化に対応することで利益を確保するとともに、社会情勢や市場ニーズを的確に捉え企業価値向上に努めてまいります。

売上高の事業別の状況

※事業別の状況においては、対前期との比較に代わり、参考情報として共立印刷の前期業績との比較を記載しています。

印刷事業	<ul style="list-style-type: none"> ・カタログ ・チラシ ・パンフレット ・書籍 ・雑誌など 	<p>印刷事業につきましては、折込チラシや商品カタログなどの受注量が堅調に推移したことなどにより、前期と比べ10億8千8百万円（3.5%）増収の321億3百万円になりました。</p>
BPO事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ロジスティック事業 ・DMサービス事業 ・小売店アソートメント事業など 	<p>BPO事業につきましては、購買履歴データを活用したダイレクトメールや全国展開の小売店舗に対するPOP類の一括管理体制への取り組みが緩やかに増加したことなどにより、前期と比べ10億4千7百万円（25.1%）増収の52億1千7百万円になりました。</p>
デジタル事業	<ul style="list-style-type: none"> ・データ制作事業 ・配信取次事業 ・IP事業 ・投稿サイト運営事業など 	<p>デジタル事業と環境事業につきましては、デジタル制作や電子コミック関連の受注量増加と生分解性プラスチック製造の受注が堅調であったことなどにより、前期と比べ3億3千1百万円（12.7%）増収の29億4千2百万円になりました。</p>
環境事業	<ul style="list-style-type: none"> ・生分解性プラスチック製造事業 ・プラスチック類再生事業 ・RPF燃料製造事業 ・一般・産業廃棄物処理事業など 	

連結業績ハイライト

	2022年3月期 (百万円)	2023年3月期 (百万円)	前期比増減率
売上高	37,795	40,263	6.5%
営業利益	1,652	1,330	△19.4%
経常利益	1,516	1,222	△19.4%
親会社株主に帰属する 当期純利益	865	456	△47.2%

※当社は、2022年10月1日付で当社を株式交換完全親会社、共立印刷を株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。本株式交換は、会計上の逆取得に該当し、共立印刷が取得企業、当社が被取得企業となることから、当連結会計年度は、株式交換完全子会社となった共立印刷の連結計算書類を引き継いで作成しております。

2 対処すべき課題

1 品質保証の取り組み

品質保証は当社グループの原点であり、生産性と品質向上の調和により、収益向上にも努めております。

期初には、グループ全社員による「品質保証プロジェクト」「収益向上プロジェクト」の目標発表会を行い、1年間を通して多角的な視点で取り組み内容を精査しています。具体的には、設備の充実を図りながら各工程で製造設計を練る部門横断型の製造品質会議の実施や製造時及び完成品の確認とともに日々のメンテナンスにより普遍的な高品質を実現する製造体制の確立に努めています。

2 成長事業の拡販

印刷業界を取り巻く環境は、人口の減少や高齢化に加えて、共働き世帯の増加など社会構造の変化によって、電子商取引の拡大や新聞発行部数の減少などによる印刷市場の縮小といった厳しい経営環境にあります。

そのような状況下において、当社グループは、主要事業である印刷事業に加えて、BPO事業、デジタル事業や環境事業それぞれの事業領域の拡大にも注力することで、企業価値向上に努めてまいります。

3 グループシナジーの追求

当社グループは、印刷を軸に、得意分野を棲み分けた営業活動、材料の共同購入、製造・物流の連携、技術・ノウハウ・原価管理の情報共有を通じて、グループ全体最適を追求しています。

4 環境への取り組み

製造にかかる電気・ガス・廃棄物・原材料等の環境負荷低減に努め、再生エネルギーを活用し、グループ全体で省エネルギー・低CO2の次世代に繋がる製造体制を目指しています。

設備の省エネルギー化、印刷機での色合わせの早期化や停止時間の削減等による機械稼働率の向上、リデュース・リユース・リサイクルの3Rの取り組み、全社的な省エネルギー活動を継続しています。

また、自然に還る生分解性プラスチックと、限りある資源を再利用するリサイクルプラスチックの両面から事業を通して環境問題に取り組んでまいります。

3 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資額は9億5千7百万円であり、その主なものは、印刷・製本機械設備の更新投資であります。

4 資金調達の状況

該当する事項はありません。

5 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得 または処分の状況

該当する事項はありません。

6 重要な子会社の状況

①重要な子会社の状況（2023年3月31日現在）

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
共立印刷株式会社	500百万円	100%	総合印刷業
株式会社暁印刷	100百万円	100%	印刷業
株式会社西川印刷	43百万円	100%	総合印刷業
株式会社暁NEXT	11百万円	91.1%	デジタルコンテンツ制作
株式会社SIC	10百万円	100%	広告の企画、制作業
株式会社今野	10百万円	100%	生分解性プラスチック製品
株式会社山陰クリエート	36百万円	100%	プラスチック類再生事業 RPF燃料製造事業 一般・産業廃棄物処理事業
株式会社インターメディア・ コミュニケーションズ	497百万円	100%	不動産賃貸業

②当事業年度末日における特定完全子会社の状況

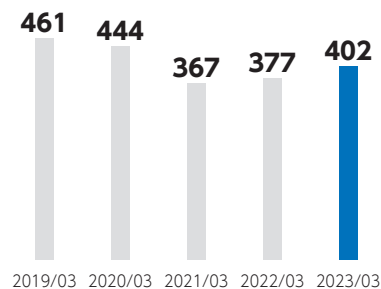
会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
共立印刷株式会社	東京都板橋区清水町36番1号	7,906,075 千円	27,249,740 千円

7 財産及び損益の状況の推移

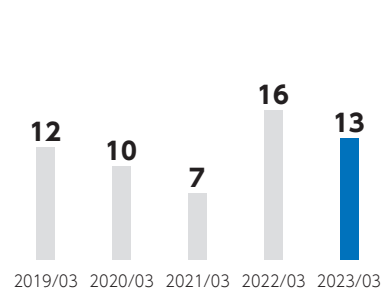
※財産及び損益の状況の推移においては、2022年3月期より以前の情報は、参考情報として共立印刷㈱の情報を記載しています。

		2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
売上高	(億円)	461	444	367	377	402
営業利益	(億円)	12	10	7	16	13
営業利益率	(%)	2.6	2.3	2.0	4.4	3.3
親会社株主に帰属する当期純利益 (又は当期純損失 (△))	(億円)	6	4	△16	8	4
総資産当期純利益率 (ROA)	(%)	1.3	0.9	△3.7	2.0	1.1
自己資本当期純利益率 (ROE)	(%)	3.7	2.4	△10.2	5.5	2.8
総資産	(億円)	468	456	439	430	428
純資産	(億円)	172	168	154	160	161
自己資本比率	(%)	36.6	36.7	35.0	37.2	37.6

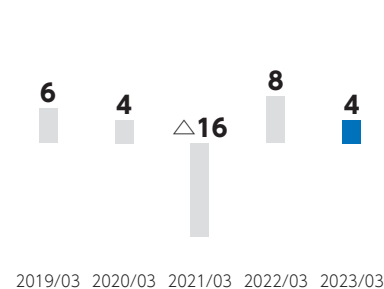
売上高(億円)



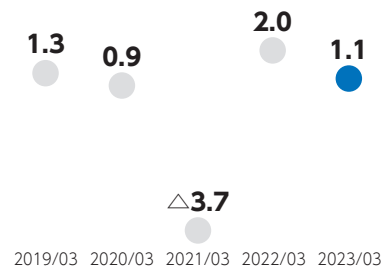
営業利益(億円)



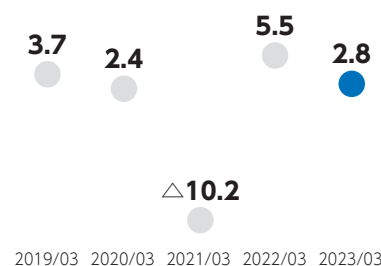
親会社株主に帰属する当期純利益(億円)



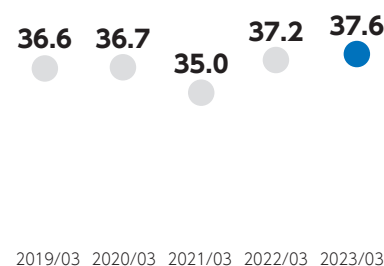
総資産当期純利益率 ROA (%)



自己資本当期純利益率 ROE (%)



自己資本比率 (%)



8 主要な事業内容

当社は純粋持株会社であり、当社グループの各事業を営む会社を管理しております。子会社におきましては、「印刷事業」「BPO事業」「デジタル事業」「環境事業」その他これらに附帯する事業を展開しております。主要な製品及びサービスは次のとおりであります。

種類別	主要製品
印刷事業	カタログ、チラシ、パンフレット、書籍、雑誌等
BPO事業	ロジスティック事業、DMサービス事業、小売店アソートメント事業等
デジタル事業	データ制作事業、配信取次事業、IP事業、投稿サイト運営事業等
環境事業	生分解性プラスチック製造事業、プラスチック類再生事業、RPF燃料製造事業、一般・産業廃棄物処理事業等

9 主要な営業所及び工場

① 当社	本社	東京都板橋区
② 子会社		
共立印刷(株)	本社 本庄第1・2・3工場 児玉第5工場 児玉第7工場 情報出力センター 本庄ロジスティックセンター	東京都板橋区 埼玉県本庄市 埼玉県児玉郡上里町 埼玉県児玉郡上里町 埼玉県児玉郡上里町 埼玉県児玉郡上里町 埼玉県本庄市
(株) SIC	本社	東京都新宿区
(株) 暁印刷	本社 埼玉工場	東京都文京区 埼玉県入間郡
(株) 西川印刷	本社 植木工場	熊本県熊本市 熊本県熊本市
(株) 今野	本社	埼玉県新座市
(株) 暁NEXT	本社	東京都文京区
(株) 山陰クリエート	本社	鳥取県米子市
(株) インターメディア・コミュニケーションズ	本社	東京都板橋区

10 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
667名	31名	41歳8ヶ月	13年8ヶ月

11 主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	3,120,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	1,982,500千円
株式会社日本政策投資銀行	1,575,000千円
株式会社商工組合中央金庫	1,557,770千円
株式会社りそな銀行	1,482,332千円
株式会社あおぞら銀行	672,500千円
株式会社常陽銀行	640,000千円

2. 株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

1 発行済株式の総数

49,020,000株
(うち、自己株式の数5,481,550株)

2 株主数

9,459名

3 大株主 上位13名

株 主 名	持株数 (株)	持株比率 (%)
野田勝憲	3,254,120	7.47
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,654,800	6.09
共栄会	2,396,400	5.50
東京インキ株式会社	2,273,500	5.22
株式会社小森コーポレーション	2,030,000	4.66
井奥貞雄	1,210,000	2.77
タイハイ株式会社	1,110,000	2.54
株式会社桂紙業	1,060,000	2.43
株式会社ベルーナ	1,000,000	2.29
株式会社プロトコーポレーション	1,000,000	2.29
サカティンクス株式会社	1,000,000	2.29

(注) 当社は、自己株式5,481,550株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

4 その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項 (2023年3月31日現在)

1 取締役及び監査役の状況

会社における地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役会長 最高経営責任者 (CEO)	野田 勝憲	
代表取締役社長 最高執行責任者 (COO)	景山 豊	共立印刷株式会社代表取締役社長
取締役 (CFO)	田坂 優英	株式会社今野代表取締役会長 株式会社山陰クリエイト代表取締役社長 株式会社暁NEXT代表取締役会長 株式会社インターメディア・コミュニケーションズ代表取締役社長
取締役	藤本 三千夫	
取締役	亀井 雅彦	
常勤監査役	川尻 建三	
監査役	窪川 秀一	公認会計士・税理士 四谷パートナーズ会計事務所代表パートナー
監査役	中村 恵一郎	

(注1) 当社は2022年10月1日に取締役会設置会社、監査役会設置会社に移行しました。野田勝憲氏、野田和喜子氏、野田千恵子氏は任期満了により退任し、2022年10月1日付けで野田勝憲氏、景山豊氏、田坂優英氏、藤本三千夫氏、亀井雅彦氏、川尻建三氏、窪川秀一氏、中村恵一郎氏が上記のとおり就任いたしました。

(注2) 取締役藤本三千夫氏及び亀井雅彦氏は、社外取締役であります。

(注3) 常勤監査役川尻建三氏、監査役窪川秀一氏及び中村恵一郎氏は、社外監査役であります。

(注4) 監査役窪川秀一氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(注5) 取締役藤本三千夫氏及び亀井雅彦氏並びに監査役窪川秀一氏及び中村恵一郎氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

2 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

3 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は、当社の取締役、監査役、執行役員及び連結子会社の取締役、監査役、執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

4 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という）を2022年10月1日の取締役会において定めており、その概要は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とすることを基本方針としております。

業務執行取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬等により構成されており、報酬等の割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業績に属する企業の報酬水準を踏まえて取締役会で決議し、代表取締役会長が報酬等の種類ごとの比率の目安を基に決定することとしております。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝4：2：1であります。

取締役の基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社業績、従業員給与水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。また、業績その他の理由により、必要に応じて取締役会の決議に基づき減額の措置を取るものとします。

監査役の報酬については、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から基本報酬のみとし、監査役の協議によって決定しております。

取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の報酬限度額は、2022年6月29日開催の株主総会の決議において年額500,000千円となっており、当該株主総会終結時点の取締役の員数は3名です。

監査役の報酬限度額は、2022年6月29日開催の株主総会の決議において年額100,000千円となっております。

取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会の委任決議に基づき代表取締役会長野田勝憲が取締役の個人別の報酬等の具体的内容を決定しております。権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役担当事業の評価を行うには、長年にわたり経営を担っている代表取締役会長が最も適しているからであります。その権限の内容は、取締役の個人別の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績等を踏まえた評価配分としております。当該権限は各取締役の自己評価、全役員による取締役会の実効性に関するアンケート結果、業績及び個々の業務執行状況を基に決定されていることから、取締役会は当事業年度に係る取締役個人別の報酬等の内容が上記の決定方針に沿うものであると判断しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	70,000	70,000	—	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—	—
社外取締役	3,600	3,600	—	—	—	2
社外監査役	5,400	5,400	—	—	—	3

(注) 当社は2022年10月1日に監査役会設置会社に移行しております。

業績連動報酬等に関する事項

取締役の業績向上に対する意欲や士気を高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、取締役に對して業績連動報酬を導入いたしました。業績連動報酬は金銭による報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて支給するものとしております。連結営業利益の目標値及び業績連動報酬等の算出方法は各事業年度の利益計画策定時に取締役会で決議しております。

非金銭報酬等の内容

取締役が株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、中長期的な企業価値向上を図るため、取締役に對して株式報酬型ストックオプションを交付しております。社内規定で定めた割当株式数の限度内で、業績及び市況等を判断基準とし、割り当ての可否を含め割当株式数を取締役会で決議のうえ、毎年一定の時期に割り当てるものとします。

5 社外役員に関する事項

他の法人等の役員との兼任状況

役職	氏名	兼任先	兼任の内容
監査役	窪川 秀一	四谷パートナーズ会計事務所	代表パートナー

社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

役職	氏名	
取締役	藤本 三千夫	当社の社外取締役として経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待しており、紙専門商社の役員としての経験に基づき適宜発言しております。
取締役	亀井 雅彦	当社の社外取締役として経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待しており、製造会社の役員としての経験に基づき適宜発言しております。

当該事業年度における主な活動状況

役 職	氏 名	取締役会の出席状況	監査役会の出席状況	発言状況
取締役	藤本 三千夫	100% (6/6回)	—	紙専門商社の役員としての経験に基づき適宜発言をしております。
取締役	亀井 雅彦	83% (5/6回)	—	製造会社の役員としての経験に基づき適宜発言をしております。
常勤 監査役	川尻 建三	100% (6/6回)	100% (6/6回)	製造会社の役員としての経験に基づき適宜発言をしております。
監査役	窪川 秀一	100% (6/6回)	100% (6/6回)	公認会計士及び税理士としての経験及び専門的見地から適宜発言をしております。
監査役	中村 恵一郎	100% (6/6回)	100% (6/6回)	企業経営者としての経験に基づき適宜発言をしております。

4. 会計監査人の状況

1 会計監査人の名称

三優監査法人

2 会計監査人の報酬等の額

	支払額
当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,980千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37,590千円

(注1) 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、これを妥当であると判断し、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(注2) 当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案し、再任もしくは不再任の決定を行います。

5. 会社の新株予約権等に関する事項

1 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

新株予約権につきましては、2022年10月1日付で当社を株式交換完全親会社、共立印刷株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施したことに伴い、共立印刷株式会社が発行していた新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権と同数の当社の新株予約権を2022年10月1日付で交付しております。

	株式会社KYORITSU 第1回新株予約権	株式会社KYORITSU 第2回新株予約権	株式会社KYORITSU 第3回年新株予約権
発行決議日	2014年7月14日	2015年7月13日	2016年7月19日
区分	取締役（社外取締役を除く）	取締役（社外取締役を除く）	取締役（社外取締役を除く）
保有者数	1名	1名	1名
新株予約権の数	350個	350個	350個
新株予約権の目的となる株式の数	35,000株	35,000株	35,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の払込金額	1個につき17,200円	1個につき19,700円	1個につき16,000円
新株予約権の行使価額	1個につき100円	1個につき100円	1個につき100円
新株予約権の行使期間	2022年10月1日から 2044年7月30日まで	2022年10月1日から 2045年7月29日まで	2022年10月1日から 2046年8月4日まで
新株予約権の行使の条件	（別記）	（別記）	（別記）

	株式会社KYORITSU 第4回新株予約権	株式会社KYORITSU 第5回新株予約権	株式会社KYORITSU 第6回新株予約権
発行決議日	2017年7月18日	2018年7月17日	2019年7月16日
区分	取締役（社外取締役を除く）	取締役（社外取締役を除く）	取締役（社外取締役を除く）
保有者数	1名	1名	3名
新株予約権の数	350個	500個	400個
新株予約権の目的となる株式の数	35,000株	50,000株	40,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の払込金額	1個につき20,500円	1個につき20,800円	1個につき7,600円
新株予約権の行使価額	1個につき100円	1個につき100円	1個につき100円
新株予約権の行使期間	2022年10月1日から 2047年8月3日まで	2022年10月1日から 2048年8月2日まで	2022年10月1日から 2049年8月1日まで
新株予約権の行使の条件	(別記)	(別記)	(別記)

(別記)

新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- ②新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。
- ③その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権割当契約に定めるところによる。

2 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

3 その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

1 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、2022年10月1日の取締役会において決議した「内部統制システム構築の基本方針」に基づき内部統制システムを運用しております。

つきましては、その決議の全文を記載します。

当会社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、内部統制システム構築の基本方針を定める。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 法令等遵守の重要性に鑑み、「コンプライアンス基本方針」の周知徹底に努める。
 - ② 法令及び当会社の規模・業務を踏まえた取締役会付議・報告基準を整備し、当該付議・報告基準に則り会社の業務執行を決定する。
 - ③ 当会社の代表取締役及び管理統括取締役は、社内規程に則り取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、当会社の取締役会の決定及び社内規程に則り業務を執行する。
 - ④ 当会社及び連結子会社を含む当会社の子会社から成る企業集団（以下、グループという。）の全役職員に対して、法令等に関する知識の習得及び遵守の徹底を図るため、研修を実施する。
 - ⑤ 法令上疑義のある行為について、グループの全役職員が直接相談・情報提供できる公益通報窓口（社員ホットライン）を有効活用し法令定款違反行為の未然防止に努める。
 - ⑥ 「財務報告基本方針」の着実な運用を図ることにより、財務報告の信頼性を確保しうる体制の整備運用に努める。
 - ⑦ 市民社会の一員として、反社会的勢力に対して組織全体として毅然たる態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切関係を持たない社内体制を構築する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制
 - ① 当会社の取締役会事務局が株主総会議事録、取締役会議事録等取締役の職務執行に係る文書を一括・集中して保存・管理する。
 - ② 当会社の取締役会事務局は、取締役、監査役及び会計監査人等が必要に応じ上記文書を適宜閲覧、謄写できるように管理する。
 - ③ 上記文書の保存・管理状況については、当会社の監査役の監査を受ける。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① グループ全体のリスク管理に関する各種方針を策定し、この方針に添ったリスク管理体制（リスク管理規程の策定を含む。）を整備構築する。
 - ② グループを構成する各会社において全社的なリスクの洗出しを行い、各リスクの性格・影響等の分析を行ったうえで、個々のリスクへの対応策を作成する。
 - ③ 地震等の不測の事態が発生した場合に備え、グループの全役職員の緊急安否確認システムを導入するとともに緊急時社内体制を整備する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① グループを構成する各会社の取締役は、グループの各種プロジェクトを通じて、グループの全役職員が共有する全社的目標の浸透を図り、その進捗状況の管理を行う。
 - ② 当会社の取締役の任期を1年とするとともにその員数を少なくすることにより、経営上の重要課題に迅速かつ適切な決定を行う業務執行体制を確保する。

5. 当会社及び当会社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 関係会社管理規程を定め、一定案件については当会社の事前承認及び当会社への報告を義務づけるとともに当会社の管理統括取締役が指導・監督を行う。
 - ② 当会社の子会社（以下、子会社という。）の取締役及び監査役を当会社から派遣し、当会社の取締役は子会社の取締役の業務執行を監視・監督し、当会社の監査役は子会社の業務執行状況を監査する。
 - ③ グループのリスクについては、グループ経営会議において定期的に協議を行い、グループ全体でリスクの把握及び管理を図る。
 - ④ 当会社の常勤監査役と子会社の監査役は、定期的に報告の機会を設け、グループ全体の監査の充実、強化を図る。
 - ⑤ 子会社は、自社の規模、事業の性質、機関設計その他各子会社の個性及び特質を踏まえ、自立的に内部統制システムを整備することを基本とする。
6. 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項
 - ① 当会社の監査役職務を補助する監査役会事務局の職務については、当会社のコンプライアンス業務を所管する管理本部の所属員が兼務してこれを行う。また、当会社の監査役がその職務を補助すべき使用人に関する要請をしたときは、当社の代表取締役はその都度当該監査役との間で意見交換を行う。
 - ② 当会社の監査役会事務局の所属員は当会社の監査役の指揮命令に服し、当会社の取締役の指揮命令を受けないものとする。
7. 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
当会社の代表取締役は、当会社の監査役職務を補助する監査役会事務局の所属員の人事異動・評価・懲戒等に関しては、当会社の監査役との間で意見交換を行う。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ① グループの全役職員は、法令定款に違反する事実または当会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したとき（グループの他の役職員からこれらの事実の報告を受けた場合を含む。）には、当会社の監査役に対して当該事実を直ちに報告する。なお、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する規定を設ける。
 - ② グループの全役職員は、当会社の監査役またはグループ各社の監査役から担当する業務の執行状況について報告を求められたときには、速やかに報告する。
9. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 当会社の監査役は、必要の都度当会社の代表取締役と会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
 - ② 当会社の監査役は、内部監査室の実施する内部監査に係る年次計画について事前の説明を受け、意見を述べることができ、これに加え、内部監査の実施状況について定期的に報告を受けるものとする。
 - ③ 当会社の監査役は、当会社の会計監査人の当会社の取締役からの独立性の確保に留意するとともに、定期的に当会社の会計監査人と会合を持ち意見及び情報交換を行い、連携を強化する。
 - ④ 当会社の監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定の予算を設ける。なお、予算の額を超過することを理由として当該費用等の支弁を拒むことはできないものとする。

2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、主な運用状況は以下のとおりであります。

- ① 主要な会議の開催状況として、取締役会は6回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席しました。その他、監査役会は6回、リスクマネジメント委員会は2回開催いたしました。
- ② 当社は子会社を含む当社グループ全役員に対して、「コンプライアンス基本方針」に基づき必要なコンプライアンスについて社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための継続的な取り組みを行っております。また、当社グループの公益通報窓口（社員ホットライン）については、社外役員で構成される監査役会において、内部通報の体制強化を行うとともに、役職員が常時携帯する「グループ社員のしおり」に記載するなど周知を継続しております。
- ③ 当社の危機管理に関する事項について定め、経営に重大な影響を及ぼす危機を未然に防止すること及び万が一発生した場合の被害の極小化を図ることを目的にリスクマネジメント委員会を設置し、年2回開催いたしました。リスクマネジメント委員会では、情報セキュリティに関して、ISMS事務局等と連携し、情報の漏えい防止のための組織的・人的・物理的・技術的セキュリティ対策を講じ、また、役職員の意識の向上に関する活動も継続的に行っております。
- ④ グループ各社の取締役及び監査役の兼任、管理本部によるグループ各社への業務支援、関係会社管理規程に基づく重要な事項についての報告・協議の実施、内部監査室による内部監査の実施等により、グループ各社の業務の適正の確保に努めております。
- ⑤ 監査役は、取締役会への出席、監査役監査の実施により内部統制の整備・運用状況を確認しております。また、会計監査人、内部監査室及び子会社監査役など内部統制に係る組織と定期的に報告会を実施することで、より効率的な内部統制の運用について積極的な連携を図っております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主重視の観点で安定的な配当を行うことを基本方針としております。

配当財産の種類	中間配当	期末配当
	金銭	金銭
1株当たり配当額	3円 50銭	2円 50銭
配当総額	152,384千円	108,846千円
効力発生日	2022年12月6日	2023年6月12日

(注) 中間配当につきましては、子会社である共立印刷株式会社の2022年9月30日の最終株主名簿に記載された株主に対して実施したものを記載しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	22,532,235	流動負債	15,893,099
現金及び預金	10,514,232	支払手形及び買掛金	4,174,448
受取手形	871,216	電子記録債務	4,705,713
売掛金	7,117,573	1年内返済予定の長期借入金	4,680,440
電子記録債権	1,782,693	リース債務	702,286
棚卸資産	1,319,567	未払法人税等	66,232
その他	944,883	賞与引当金	223,107
貸倒引当金	△17,930	その他	1,340,871
固定資産	20,345,421	固定負債	10,809,455
有形固定資産	16,949,984	社債	50,000
建物及び構築物	5,791,840	長期借入金	8,044,746
機械装置及び運搬具	1,175,697	リース債務	1,757,154
土地	7,466,899	繰延税金負債	10,719
リース資産	2,099,174	退職給付に係る負債	893,504
建設仮勘定	187,653	資産除去債務	35,847
その他	228,718	その他	17,483
無形固定資産	1,246,466	負債合計	26,702,554
のれん	962,017	純資産の部	
その他	284,449	株主資本	15,286,807
投資その他の資産	2,148,970	資本金	3,374,740
投資有価証券	1,626,157	資本剰余金	3,368,870
繰延税金資産	253,433	利益剰余金	9,541,428
長期貸付金	50,190	自己株式	△998,230
退職給付に係る資産	18,786	その他の包括利益累計額	846,409
その他	220,818	その他有価証券評価差額金	819,632
貸倒引当金	△20,416	退職給付に係る調整累計額	26,776
繰延資産合計	234	新株予約権	39,130
創立費	234	非支配株主持分	2,990
資産合計	42,877,892	純資産合計	16,175,337
		負債純資産合計	42,877,892

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		40,263,547
売上原価		35,715,692
売上総利益		4,547,854
販売費及び一般管理費		3,217,040
営業利益		1,330,814
営業外収益		
受取配当金	51,661	
産業立地交付金	9,377	
受取保険金	8,000	
その他	9,279	78,317
営業外費用		
支払利息	173,368	
その他	12,794	186,162
経常利益		1,222,969
特別利益		
固定資産売却益	1,970	
新株予約権戻入益	1,881	3,851
特別損失		
固定資産売却損	1,417	
固定資産除却損	13,300	
役員退職慰労金	311,000	
その他	67,564	393,281
税金等調整前当期純利益		833,539
法人税、住民税及び事業税	199,634	
法人税等調整額	175,512	375,147
当期純利益		458,392
非支配株主に帰属する当期純利益		1,458
親会社株主に帰属する当期純利益		456,934

連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,374,740	3,368,870	9,327,955	△700,023	15,371,541
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△243,461		△243,461
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			456,934		456,934
自 己 株 式 の 取 得				△298,206	△298,206
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計			213,473	△298,206	△84,733
当 期 末 残 高	3,374,740	3,368,870	9,541,428	△998,230	15,286,807

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	604,348	23,583	627,931	41,011	1,532	16,042,017
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△243,461
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						456,934
自 己 株 式 の 取 得						△298,206
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	215,284	3,193	218,477	△1,881	1,458	218,053
当 期 変 動 額 合 計	215,284	3,193	218,477	△1,881	1,458	133,320
当 期 末 残 高	819,632	26,776	846,409	39,130	2,990	16,175,337

(注) 2022年10月1日付で実施した株式交換が企業結合に関する会計基準における逆取得に該当するため、当期首残高は、共立印刷株式会社の前連結会計年度における当期末残高を記載しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

当社は2022年10月1日付で当社を株式交換完全親会社、共立印刷株式会社（以下、「共立印刷」という。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」という。）を実施いたしました。本株式交換は、企業結合に関する会計基準の逆取得に該当し、共立印刷が取得企業、当社が被取得企業となるため、連結計算書類については、当社の株式交換直前の計算書類上の資産・負債を時価評価した上で、識別可能な資産・負債を共立印刷の連結計算書類に引き継いでおります。

これにより、当連結会計年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の連結業績は、共立印刷の第2四半期累計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）6か月分の業績に、株式交換後の当社の当連結会計年度（2022年10月1日から2023年3月31日まで）6か月分の連結業績を合算した金額となっております。

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	9社	
連結子会社の名称	共立印刷株式会社 株式会社S I C 株式会社暁印刷 株式会社西川印刷 株式会社今野	株式会社暁NEXT 株式会社山陰クリエート 株式会社インターメディア・コミュニケーションズ その他1社

2022年10月1日に行われた株式交換に伴い、共立印刷株式会社、株式会社SIC、株式会社暁印刷、株式会社暁NEXT、株式会社西川印刷、株式会社今野、株式会社インターメディア・コミュニケーションズ、その他1社を2023年3月期第3四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。

また、2023年3月1日付で株式会社山陰クリエートの株式を取得し、完全子会社化しておりますが、2023年3月31日をみなし取得日としているため、2023年3月31日の貸借対照表のみを連結しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券	市場価格のない株式等以外のもの	… 時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
	市場価格のない株式等	… 移動平均法に基づく原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商 品 … 最終仕入原価法

製品・仕掛品 … 個別法

原 材 料 … 移動平均法

貯 蔵 品 … 最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 … 主に定額法

(リース資産を除く)

なお、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産 … 定額法

(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産 … 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 … 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 … 従業員賞与の支給に備えて、当連結会計年度の負担する支給見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

・印刷事業

主に顧客からの発注に基づきチラシやカタログ、書籍や雑誌などの印刷、製本及び加工業務等を行っています。このような業務については顧客に製品を納品した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しています。なお、取引の対価は収益の認識時点から概ね6か月以内に支払いを受けており、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

・BPO事業

主に顧客からの発注に基づきビッグデータを活用したダイレクトメールやPOPなどの販促媒体の印刷、製本及び加工業務等を行っています。このような業務については顧客に製品を納品した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しています。なお、取引の対価は収益の認識時点から概ね6か月以内に支払いを受けており、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

・デジタル事業

主に顧客からの発注に基づくデジタルコンテンツ作成と、配信によるデジタルコミックスの販売を行っています。顧客からの発注に基づく製品については顧客に製品を納品した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しています。また、配信によるデジタルコミックスの販売については、顧客の運営する配信サービスのユーザーが顧客よりデジタルコンテンツを購入・支払をした時点で履行義務が充足されますが、当該収益の認識は顧客からの売上報告に基づき不確実性が解消された時点で収益を認識しております。なお、一部の配信によるデジタルコミックスの販売について、当社グループの履行義務は、他の当事者によりサービスが提供されるよう手配することであり、代理人として取引を行っていると判断しております。これら代理人取引は、顧客から受け取る対価の額から他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

取引の対価は収益の認識時点から概ね6か月以内に支払いを受けており、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

・環境事業

主に顧客からの発注に基づく生分解性プラスチックフィルムの製造及び販売を行っております。当該業務は製品を納品した時点で履行義務が充足されるものの、出荷時から納品までの期間が通常の期間であると判断していることから、出荷時点で収益を認識しています。なお、取引の対価は収益の認識時点から概ね1か月以内に支払いを受けております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

10年以内の定額法により償却しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

・小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る資産及び負債並びに退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

有形固定資産	16,949,984千円
繰延税金資産	253,433千円

(有形固定資産)

当社グループは原則として会社ごとにグルーピングを行っており、遊休資産等については個別にグルーピングを行っております。資産グループごとに減損の兆候が識別された場合には、割引前将来キャッシュ・フローを見積り、それをもとに減損損失の認識を行うかどうかの判定を行っております。

減損の兆候の識別及び認識に当たっては慎重に検討しておりますが、環境の変化等により、その見積りの額的前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、将来追加で減損処理が必要となる可能性があります。

(繰延税金資産)

当社グループは、繰延税金資産の回収可能性の判断においては、将来の課税所得を合理的に見積もっており、当該資産の回収が不確実と考えられる部分に対しては評価性引当額を計上しております。しかしながら、回収可能性の判断の前提とした諸条件に変化があり、繰延税金資産の一部又は全部の回収ができないと判断した場合、繰延税金資産の減額が必要となる可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

1. 棚卸資産の内訳

商品及び製品	371,920千円
仕掛品	297,660千円
原材料及び貯蔵品	649,985千円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	2,380,341千円	(1,254,255千円)
機械装置及び運搬具	82,737千円	(0千円)
土地	3,868,824千円	(3,081,246千円)
計	6,331,904千円	(4,335,502千円)

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	3,284,844千円	(2,271,380千円)
長期借入金	5,684,386千円	(4,847,470千円)
計	8,969,230千円	(7,118,850千円)

上記のうち () 内書は工場財団抵当並びに当該債務を示しております。

3. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	21,160,104千円
----------------	--------------

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	49,020,000		—	—		49,020,000

(注) 2022年10月1日付で実施した株式交換が企業結合に関する会計基準における逆取得に該当するため、当連結会計年度期首の株式数は、共立印刷の株式数を記載しております。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	3,481,550	2,000,000		—		5,481,550

(注) 2022年10月1日付で実施した株式交換が企業結合に関する会計基準における逆取得に該当するため、当連結会計年度期首の株式数は、共立印刷の株式数を記載しております。

増加数の内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議による自己株式の取得による増加 2,000,000株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

以下の配当金の金額は、共立印刷の最終株主名簿に記載または記録された株主に対して支払われております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年5月13日 取締役会	普通 株式	91,076	2.0	2022年3月31日	2022年6月13日
2022年10月31日 取締役会	普通 株式	152,384	3.5	2022年9月30日	2022年12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年5月15日 取締役会	普通 株式	108,846	2.5	2023年3月31日	2023年6月12日

4. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 230,000株

(注1) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

(注2) 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

(注3) 2022年10月1日付の株式交換契約により、共立印刷が発行した新株予約権は消滅しており、これに代わり当社の新株予約権を新株予約権者に交付しております。

5. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に総合印刷事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。

一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、並びに電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、経理財務部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理財務部が適時に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
① 売掛金	7,104,512	7,104,512	—
② 受取手形	869,617	869,617	—
③ 電子記録債権	1,779,422	1,779,422	—
④ 投資有価証券			
その他有価証券	1,383,756	1,383,756	—
⑤ 支払手形及び買掛金	(4,174,448)	(4,174,448)	—
⑥ 電子記録債務	(4,705,713)	(4,705,713)	—
⑦ 社債	(50,000)	(49,482)	517
⑧ 長期借入金	(12,725,186)	(12,721,670)	3,515
⑨ リース債務	(2,459,440)	(2,467,057)	(7,617)

※ 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「④投資有価証券その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	242,401千円

(注3) ① 売掛金、② 受取手形並びに③ 電子記録債権については、対応する貸倒引当金を控除しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,383,756	—	—	1,383,756
資産計	1,383,756	—	—	1,383,756

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	—	7,104,512	—	7,104,512
受取手形	—	869,617	—	869,617
電子記録債権	—	1,779,422	—	1,779,422
資産計	—	9,753,552	—	9,753,552
支払手形及び買掛金	—	4,174,448	—	4,174,448
電子記録債務	—	4,705,713	—	4,705,713
社債	—	49,482	—	49,482
長期借入金	—	12,721,670	—	12,721,670
リース債務	—	2,467,057	—	2,467,057
負債計	—	24,118,372	—	24,118,372

※ 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(注1) 有価証券及び投資有価証券・・・上場株式は相場価格を用いて評価しており、上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しています。

(注2) 売掛金・受取手形・電子記録債権・・・これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しています。

(注3) 支払手形及び買掛金・電子記録債務・・・これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しています。

(注4) 長期借入金及びリース債務、社債・・・長期借入金及びリース債務、社債は元金利率の合計額を、当期に実施した長期借入金及びリース債務、社債の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

6. 収益認識に関する注記

1. 売上高の情報並びに収益の分解情報

売上高	金額 (千円)	構成比 (%)
印刷事業	32,103,992	79.7
BPO事業	5,217,098	13.0
デジタル事業・環境事業	2,942,456	7.3
顧客との契約から生じる収益	40,263,547	100
外部顧客への売上高	40,263,547	100

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

会計方針に関する事項の(4)収益及び費用の計上基準と同一であります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に分配した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産	370円 55銭
1株当たり当期純利益	10円 36銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. 企業結合等に関する注記

(逆取得による企業結合)

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 当社

事業の内容 総合印刷業やBPO事業、デジタル事業、環境事業等を営むグループ会社の経営戦略策定・管理並びにそれらに付帯する業務

(2) 企業結合を行った目的

既存印刷事業の構造改革を進め、コスト削減に努めるとともに環境に特化したM&Aや既存デジタル媒体の強化により事業領域の拡大やESGへの取り組みをグループ全体で明確化させ、長期的な社会貢献と持続可能な強い事業体を構築するべく持株会社体制へ移行するため。

- (3) 企業結合日
2022年10月1日
- (4) 企業結合の法的形式
当社を株式交換完全親会社、共立印刷を株式交換完全子会社とする株式交換
- (5) 結合後企業の名称
結合後企業の名称に変更はありません。
- (6) 取得した議決権比率
- | | |
|--------------------|---------|
| 株式交換直前に所有していた議決権比率 | 6.58% |
| 企業結合日に追加取得した議決権比率 | 93.42% |
| 取得後の議決権比率 | 100.00% |
- (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠
「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」の取得企業の決定方針の考え方にに基づき、相対的な議決権比率割合等を勘案した結果、共立印刷を取得企業、当社を被取得企業と決定しております。
2. 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間
2022年10月1日から2023年3月31日まで
3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
- | | |
|----------------------|-----------|
| 取得の対価 | |
| 企業結合日に共立印刷が交付したとみなした | |
| 共立印刷の普通株式の時価 | 398,659千円 |
| 取得原価 | 398,659千円 |
4. 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数
- (1) 株式の種類別の交換比率
当社の普通株式1株：共立印刷の普通株式1株
- (2) 株式交換比率の算定方式
第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼し、提出された株式交換比率算定書に基づき当事者間で協議の上、算定しております。
- (3) 交付株式数
46,156,400株
5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
- (1) 発生した負ののれん
1,404千円
- (2) 発生原因
取得原価が取得した資産及び引き受けた負債の純額を下回ったため、その差額を負ののれんとして計上しております。
- (3) 償却方法及び償却期間
発生時に一括で利益に計上しております。

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	2,642,015
現金及び預金	1,439,535
前払費用	6,220
その他	1,196,259
固定資産	24,607,724
投資その他の資産	24,607,724
関係会社株式	12,100,158
関係会社長期貸付金	12,450,410
役員長期貸付金	50,190
繰延税金資産	6,954
その他	10
資産合計	27,249,740

科目	金額
負債の部	
流動負債	4,777,537
関係会社短期借入金	300,000
1年内返済予定の長期借入金	4,454,020
未払金	7,388
未払費用	4,193
賞与引当金	333
その他	11,601
固定負債	7,653,381
長期借入金	7,653,000
退職給付引当金	381
負債合計	12,430,918
純資産の部	
株主資本	14,779,691
資本金	3,374,740
資本剰余金	10,099,425
資本準備金	843,685
その他資本剰余金	9,255,740
利益剰余金	2,303,756
利益準備金	750
その他利益剰余金	2,303,006
繰越利益剰余金	2,303,006
自己株式	△998,230
新株予約権	39,130
純資産合計	14,818,821
負債純資産合計	27,249,740

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営業収益		1,648,012
営業費用		205,318
営業利益		1,442,693
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	77,250	
その他	1,190	78,440
営業外費用		
支払利息	37,304	
その他	4,094	41,398
経常利益		1,479,736
特別利益		
現物配当に伴う交換利益	53,359	53,359
税引前当期純利益		1,533,096
法人税、住民税及び事業税	2,777	
法人税等調整額	△6,954	△4,177
当期純利益		1,537,273

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資 本 金 資 準 備	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	3,000	—	—	—	—	1,023,728	1,023,728
当 期 変 動 額							
新株の発行 (新株予約権の行使)	64	64		64			—
剰 余 金 の 配 当						△257,245	△257,245
当 期 純 利 益						1,537,273	1,537,273
株式交換による増減	3,371,675	843,620	9,982,874	10,826,494			—
利益準備金の積立					750	△750	—
自己株式の取得							
自己株式の消却			△727,134	△727,134			—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当 期 変 動 額 合 計	3,371,739	843,685	9,255,740	10,099,425	750	1,279,278	1,280,028
当 期 末 残 高	3,374,740	843,685	9,255,740	10,099,425	750	2,303,006	2,303,756

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△727,134	299,594	246,244	246,244	—	545,839
当 期 変 動 額						
新株の発行 (新株予約権の行使)		129				129
剰 余 金 の 配 当		△257,245				△257,245
当 期 純 利 益		1,537,273				1,537,273
株式交換による増減		14,198,170				14,198,170
利益準備金の積立		—				—
自己株式の取得	△998,230	△998,230				△998,230
自己株式の消却	727,134	—				—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			△246,244	△246,244	39,130	△207,114
当 期 変 動 額 合 計	△271,096	14,480,096	△246,244	△246,244	39,130	14,272,982
当 期 末 残 高	△998,230	14,779,691	—	—	39,130	14,818,821

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式…移動平均法に基づく原価法

2. 収益の計上基準

当社の収益は、子会社からの経営指導料及び関係会社からの受取配当金となります。当社の履行義務は各子会社との契約に基づき経営指導を継続的に提供することであり、当該履行義務は時の経過に応じて充足されることから、経営指導料は契約期間にわたって収益を認識しております。なお、関係会社からの受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

2022年10月1日付で持株会社体制に移行したことから、同日以降は関係会社に対する経営指導・投資が主たる事業となるため、当該事業より発生する収益及び費用をそれぞれ「営業収益」及び「営業費用」として表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	3,176,380千円	(2,271,380千円)
長期借入金	5,442,470千円	(4,847,470千円)
計	8,618,850千円	(7,118,850千円)

銀行借入債務の担保として、共立印刷の資産を担保に供しております。共立印刷の担保に供している資産は以下のとおりです。

建物	1,192,148千円	(930,650千円)
構築物	336,676千円	(323,604千円)
機械及び装置	0千円	(0千円)
土地	3,479,787千円	(3,081,246千円)
計	5,008,612千円	(4,335,502千円)

上記のうち()内書は工場財団抵当並びに当該債務を示しております。

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

短期金銭債権	650,000千円
短期金銭債務	302,109千円

3. 取締役、監査役に対する金銭債権及び金銭債務

金銭債権	62,097千円
金銭債務	1,270千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益

1,648,012千円

営業費用

12,000千円

営業取引以外の取引による取引高

受取利息

61,500千円

受取配当金

15,749千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

5,481,550株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税等

5,109千円

繰越欠損金

908千円

控除対象外消費税

532千円

その他

402千円

繰延税金資産小計

6,954千円

繰延税金資産合計

6,954千円

繰延税金資産純額

6,954千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	共立印刷株式会社	東京都板橋区	500,000	総合印刷業	(所有) 直接 100.0%	資金の貸付 (注1)	12,450,410	関係会社 長期貸付金	12,450,410
						利息の受取 (注1)	60,316	—	—
						債務の被保証 (注2)	12,107,020	—	—
						被担保提供 (注3)	8,618,850	—	—
						資金の借入 (注1)	300,000	関係会社 短期借入金	300,000
						金銭配当の受取 (注4)	1,500,012		
						現物配当の受取 (注4)	3,895,294		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付及び資金の借入にかかる利率については市場金利等を勘案して合理的に決定しております。
 2. 当社の銀行借入に対して共立印刷株式会社より債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。また、取引金額には、保証額の期末残高を記載しております。
 3. 当社の銀行借入に対して共立印刷株式会社より土地及び建物の担保提供を受けております。取引金額には、銀行借入の期末残高を記載しております。なお、当社は担保提供料の支払いは行っておりません。
 4. 現物配当の受領については、子会社が保有する関係会社株式2,897,063千円及び当社株式998,230千円を2022年11月21日付の現物配当により、取得したものであります。なお、子会社が保有する当社株式は自己株式として取得しております。

2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	景山豊	当社の 代表取締役社長	(被所有) 直接0.94%	資金の貸付	35,606	役員貸付金	31,048
役員	田坂優英	当社の 取締役	(被所有) 直接0.91%	資金の貸付	35,606	役員貸付金	31,048

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 資金の貸付及び資金の借入にかかる利率については市場金利等を勘案して合理的に決定しております。また、期末残高には、短期役員貸付金及び長期役員貸付金を含めて記載しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産	339円 46銭
1株当たり当期純利益	71円 81銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

株式会社KYORITSU

取締役会 御 中

三 優 監 査 法 人

東京事務所

指定社員 公認会計士 増 田 涼 恵
業務執行社員

指定社員 公認会計士 佐 伯 洋 介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社KYORITSUの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社KYORITSU及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

株式会社KYORITSU

取締役会 御 中

三 優 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 増 田 涼 恵
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 佐 伯 洋 介
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社KYORITSUの2022年4月1日から2023年3月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第42期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月15日

株式会社KYORITSU 監査役会

常勤社外監査役 川尻 建三 ㊟

社外監査役 窪川 秀一 ㊟

社外監査役 中村恵一郎 ㊟

以上

(ご参考)

コーポレート・ガバナンス

1 基本的な考え方

当社は、企業経営の適法性と効率性を確保する観点からコーポレート・ガバナンスの強化、充実が経営上の最優先課題と位置付け、経営の透明性を高め、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる組織体制やしきみを整備し、利益を最大限確保してまいります。

2 経営体制の概要

当社は監査役会設置会社であり、2023年3月末時点で取締役会は取締役5名、監査役会は監査役3名で構成しています。経営の透明性確保に努め、独立した客観的な立場からの意見を取り入れた経営判断を行うために、社外取締役2名を採用しています。監督の独立性を高めるため、監査役は、全員社外監査役とし、社外監査役は中立・公正な立場で取締役の職務執行状況を監査し、積極的な提言を行っています。

3 経営における主な方針

収益計画の基本的な方針

当社グループは、顧客のために品質の高い製品を提供する環境に配慮した価値創造企業を目指し、厳しい市場環境に対し、部門及び案件ごとの正確な収益分析及び緻密な稼働計画を基礎に、そこで得た課題を社内体制の変革に繋げ利益を確保することを、収益計画の基本的な方針としています。

資本政策の基本的な方針

当社グループは、顧客満足の徹底をめざし、より最適な設備及びサービスを整えるための事業計画に基づいて、必要となる十分な資金を確保するとともに、資本構成を安定的に維持することを、資本政策の基本的な方針としています。

(ご参考) CSRレポート

私たちは、地球環境保全が人類の生活基盤に関わる重要な課題と捉え、
かけがえのない地球のために環境保全活動に一丸となって取り組み、社会、地域に貢献します。
私たちにできるスケールで、持続可能な取り組みを進めています。

■ 気候変動への対策

地球温暖化は、全人類が取り組むべき課題です。当社グループでは、カーボンニュートラル実現に向けた様々な取り組みを進めています。

当社グループの各工場では、最適なメンテナンス基準の確立による切替時間の短縮など電気・ガスの使用低減に取り組み、CO2排出の少ない省エネルギーな製品の製造を追求しています。

さらなる設備の省エネ化や社員の節電の取り組みを継続し、製品にかかる環境負荷の低減に努め、カーボンニュートラルの未来を担います。

■ ダイバーシティの考え方

KYORITSUグループは、地域、性別、年齢、学歴、宗教、価値観の多様性を受け入れ広く有能な人材を発掘し、その一人ひとりの能力やアイデアを尊重する企業をめざし女性や地方出身者も長く、安心して活躍できる環境を整えてまいりました。

さらに2019年より、共立印刷では外国人技能実習生の受け入れを開始しています。帰国後に母国の印刷産業を牽引する人材を育成し、将来的なアジアの印刷産業発展への貢献をめざします。

■ 女性の活躍について

KYORITSUグループでは、現在、営業や制作、管理部門だけではなく、工場においても多くの女性が働いています。平等な評価で女性管理職・女性リーダーの登用を行い、ビジネスにおける女性のキャリア形成を目的とした研修・手当てを実施するなど、女性の活躍を推進しています。

■ 労働者の雇用の安定及び職業生活の充実について

KYORITSUグループでは、年齢にかかわらず必要な人材の確保を行っており、新卒採用だけではなく、中途採用も適宜実施しています。中途採用者については、職務遂行能力を考慮し柔軟な処遇対応を行っております。

株主総会会場のご案内

日時 2023年6月29日(木) 午前10時(受付開始 午前9時)
会場 株式会社KYORITSU 本社8階
(東京都板橋区清水町36番1号)



交通

都営三田線「板橋本町駅」(A2出口より)……………徒歩5分

株主総会ご出席者へのお土産を取りやめさせていただいております。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

Webサイトで、KYORITSUグループの事業や最新のIR・CSR情報、株主メモをご覧ください。
<https://www.kyoritsu-hd.co.jp/>

